Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 182 2017年8月17日

インドネシア商標登録手続きの改正

2016 年商標法第 20 号の実施プロセスの 1 つとして、“Minister of Law and Human Rights Regulation No. 67 of 2016”（商標規則第 67 号）が 2017 年 2 月 1 日から施行されました。

本規則により、商標法制度に重要な変更がなされることになりました。

本規則は、商標の定義を拡大し、商標登録及び更新の方式要件を簡素化し、登録までの期間を短縮しました。さらに、著名商標の認定手続きの明確な基準を定め、現存する著名商標に基づく出願拒絶の可能性を高めました。本規則は、庁に係属中の出願の譲渡を可能にしました。以下は改正の要点です。

- 非伝統的商標（立体商標、音の商標、ホログラム商標）の保護

  立体商標登録出願の場合

  登録を受けようとする商標の、正面、側面、平面、底面から見た立体の、商標見本と、外観の記載および保護の範囲の記載が必要です。

  音の商標登録出願の場合

  登録を受けようとする商標を楽譜形式で描写し、音の録音が必要です。楽譜での描写が困難な場合は、ソノグラム形式で描写する必要があります。

  ホログラム商標登録出願の場合

  登録を受けようとする商標の、複数の角度から見た描写が必要です。

Inserted Text is here.

- 出願書類の方式要件の簡素化

  従来は、委任状及び宣言書は出願時に提出しなければならず、追完できなかったため、出願人の先願権に不利な影響を及ぼしていました。

  商標規則第 67 号により、出願申請書と商標見本の提出及び、公費納付により出願日は確保され、委任状、宣言書は出願日から 30 日以内に提出すればよいことになりました。

  優先権主張を伴う出願の場合も同様に、優先権主張が可能な期限から3ヶ月以内に、優先権証明書を提出できるようになりました。

- 出願後の公告

  新商標法では、すべての出願商標は、審査前にまず公告されることになりました。公告商標に対し、利害関係人は異議申し立てができ、公告期間終了後の実質審査では、本異議申し立てについて審査がされます。異議申し立てがなされた場合に再び審査する必要がなくなり、結果的に審査期間の短縮が図れることになりました。

  従来は、出願から登録まで 14 ヶ月程度かかりましたが、約 9 ヶ月に短縮できる見込みです。

- 出願商標の譲渡

  商標規則第 67 号により、出願中の商標も譲渡登録申請の対象にできることになりました。

  商標譲渡登録申請は、申請後 6 ヶ月以内に登録されます。

  また、商標の要部または商標全体が類似し、かつ指定商品・役務が類似する複数の登録商標の権利者は、すべての商標を同一人に譲渡する場合のみ、譲渡が可能である旨が規定されました。

（出典：PATON Co., Ltd.）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。